

令和6年能登半島地震により影響を受けている 中小企業者等の皆様への金融支援

市では、令和6年能登半島地震により、経営の安定に支障をきたしている又は今後の資金繰りに支障をきたす恐れのある中小企業等の皆様を対象に、金融支援を実施しています。

対象となる方

次の制度融資を利用する中小企業者等（※）

- ① 新潟県セーフティネット資金
経営支援枠・自然災害要件
- ② 新潟県短期事業資金



制度融資の概要等については
こちらをご参照ください

（※）次の要件を満たす必要があります。

- ・市内に事業所を有すること（個人事業主…現住所が市内でも可）
- ・補助金の交付を申請する時点で、継続して事業を行っていること

※令和6年4月1日以降に実行される融資が対象となります。

ただし、国・県の制度の見直しがあった際は、本支援の受付を終了する場合があります。

※新潟県が令和6年2月22日から実施している「被災中小企業者二重債務対策利子軽減事業補助金」の交付を受けている場合は、借入利子への補助は対象外となります。

支援内容

○信用保証料の補給

市内中小企業者が、対象制度融資を利用する際に信用保証協会に支払う信用保証料の一部を、市が負担します。【補給割合】 50%

○借入利子への補助

対象制度融資の借入利子の一部を、市が補助金として交付します。

・補給内容

対象制度	補給期間	補助率	対象限度額
①	2年	1.0%	1,000万円
②	1年	0.5%	500万円

- ・要件 市税の滞納がないこと
- ・補助方法 融資実行後に一括補助
- ・申込先 上越市産業政策課（融資実行後、速やかに申請してください）

◆◇ 問い合わせ先 ◇◆ 上越市産業部産業政策課

TEL025-520-5729